

公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案 新旧対照表

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）〔附則第四条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

改正案	現行
<p>第十二条 〔略〕</p> <p>② 〔略〕</p> <p>③ 前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間</p> <p>六 〔略〕</p> <p>④～⑧ 〔略〕</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第三十九条 〔略〕</p> <p>②～⑨ 〔略〕</p> <p>⑩ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定す</p>	<p>第十二条 〔同上〕</p> <p>② 〔同上〕</p> <p>③ 〔同上〕</p> <p>一～四 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>④～⑧ 〔同上〕</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第三十九条 〔同上〕</p> <p>②～⑨ 〔同上〕</p> <p>⑩ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定</p>

る介護休業をした期間及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

する介護休業をした期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

改正案	現行
<p>(有給休暇の付与)</p> <p>第七十四条 [略]</p> <p>②・③ [略]</p> <p>④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第六十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))に規定する介護をするための休業を含む。)をした期間及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律(令和四年法律第 号)第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間並びに女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。</p> <p>⑤ [略]</p>	<p>(有給休暇の付与)</p> <p>第七十四条 [同上]</p> <p>②・③ [同上]</p> <p>④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第六十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))に規定する介護をするための休業を含む。)をした期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。</p> <p>⑤ [同上]</p>

改正案	現行
<p>（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第九十一条の二 〔略〕</p>	<p>（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第九十一条の二 〔同上〕</p>
<p>（公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第九十一条の三 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）第六条の規定を適用する。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第九十一条の四 〔略〕</p>	<p>（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第九十一条の三 〔同上〕</p>
<p>（外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例）</p> <p>第九十二条 〔略〕</p>	<p>（外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例）</p> <p>第九十二条 〔同上〕</p>

<p>2・3 [略]</p> <p>4 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。</p> <p>5 [略]</p>	<p>2・3 [同上]</p> <p>4 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。</p> <p>5 [同上]</p>
---	--

○船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）

〔附則第七条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（船員法等の適用に関する特例） 第十四条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。</p>	<p>（船員法等の適用に関する特例） 第十四条 〔同上〕 2～4 〔同上〕 5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。</p>
--	--

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）〔附則第八条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

改正案	現行
<p>（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の三 〔略〕</p> <p>（公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の三の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に關しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）第六条の規定を適用する。</p> <p>（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の四 〔略〕</p>	<p>（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の三 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の四 〔同上〕</p>

改 正 案	現 行
<p>（労働政策審議会）</p> <p>第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号）、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体系法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和</p>	<p>（労働政策審議会）</p> <p>第九条 〔同上〕</p> <p>一～三 〔同上〕</p> <p>四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体系法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、建設労働者の</p>

四十六年法律第六十八号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)、職業能力開発促進法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)及び家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2

〔略〕

雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)、職業能力開発促進法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)及び家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2

〔同上〕

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）〔附則第十条関係〕

改正案

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 〔略〕

三 交通政策基本法、観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第百六十一号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保の

現行

第十四条 〔同上〕

一・二 〔同上〕

三 交通政策基本法、観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第百六十一号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）、

〔傍線部分は改正部分〕

2

〔略〕

ための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七十号）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、空港法、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2

〔同上〕

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七十号）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、空港法、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。